3　一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時において当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従つて徴収される。

4　一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であつても、当該租税債権が自国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国の法令に従つて当該保全の措置をとる。

5　3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下で租税債権であるとの理由により適用される時効の対象とされず、かつ、その理由により適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために当該一方の締約国により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下で適用される優先権を有するものでない。

6　5の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国により引き受けられた租税債権の徴収に当たつて当該一方の締約国がとつた措置は、当該措置が他方の締約国によつてとられたならば、当該他方の締約国の法令に従つて当該租税債権について適用される時効を停止し、延長し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下においても同様の効果を有する。当該一方の締約国は、当該措置について当該他方の締約国に通報する。

7　一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8　一方の締約国が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなつた場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対しその事実を速やかに通報し、当該他方の締約国の選択により、当該一方の締約国は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a)　3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。

(b)　4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9　この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c)　他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとつていない場合に支援を行うこと。

(d)　当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

10　この条の規定に基づいて支援が行われる前に、両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法（各締約国に対する支援の程度の均衡を確保するための合意を含む。）について合意する。特に、両締約国の権限のある当局は、一方の締約国が特定の年において行うことができる支援の要請の数の上限及び支援を要請することができる租税債権の最低金額について合意する。

第二十条

1　各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この議定書は、次のものについて適用する。

(a)　源泉徴収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額

(b)　所得に対するその他の租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

3　2の規定にかかわらず、第十七条の規定によって改正される条約第二十四条5から7までの規定は、この議定書が効力を生ずる日から次のものについて適用する。

(a)　この議定書が効力を生ずる日において両締約国の権限のある当局が検討を行っている事案。当該事案の未解決の事項は、この議定書が効力を生ずる日の後三年を経過するまでは、仲裁に付託されない。

(b)　この議定書が効力を生ずる日の後に両締約国の権限のある当局による検討が行われる事案

4　2の規定にかかわらず、第十八条の規定によって改正される条約第二十五条及び第十九条の規定によって改正される条約第二十五条のAの規定は、当該規定の対象となる事案又は租税債権に係る課税年度にかかわらず、この議定書が効力を生ずる日から適用する。

5　この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十三年十二月五日にストックホルムで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　森元誠二
スウェーデン政府のために
　ミカエル・ルンドホルム

総務大臣　山本　早苗
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣臨時代理
　国務大臣　甘利　明
内閣総理大臣　安倍　晋三